

御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御杖村国民健康保険税条例(昭和 32 年御杖村条例第 99 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「220,000 円」を「240,000 円」に改める。

第 12 条第 1 項各号列記以外の部分中「220,000 円」を「240,000 円」に改め、同項第 2 号柱書中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号柱書中「545,000 円」を「560,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。